

## 日向市議会

# 平成 28 年度 議会報告会

## — 9 月定例議会、決算審査を終えて —

＝ 会 次 第 ＝

- 1, 開 会
- 2, あいさつ
- 3, 開催地域区長代表あいさつ
- 4, 議員自己紹介
- 5, 市議会報告
- 6, 質疑・応答・意見交換
- 7, 閉 会

### 議会報告会の目的

日向市議会は開かれた議会を目指し、改革に努めています。その一環として、市民の皆さんへの積極的な情報公開や説明責任を果たすため、地域に出向いて直接議会活動報告を行うとともに、市民の皆さんからの議会及び市に対する意見・要望などを聴く貴重な機会とすることを目的として議会報告会を開催します。

### 【議会報告概要】

#### 1. 9 月定例議会議案 全 10 件

(条例等 4 件は初日の 8 月 26 日に、人事案件 6 件は 9 月 16 日に提案)

内訳 条例 1 件 (条例改正・東郷病院診療科目に小児科追加)

事件決議 1 件 (日向中学校屋内運動場工事請負契約、271,080,000 円)

補正予算 2 件 (一般会計、介護保険事業特別会計)

人事案件 6 件 (教育長 (新任)、教育委員会委員 (定数 4 名中 1 名 : 再任)、人権擁護委員の候補者 (定数 10 名中 4 名 : 1 名再任、3 名新任))

結果 ; 人事案件 6 件は全員一致で同意、条例など 4 件は全員一致で可決。

#### (1) 各委員会審査の概要及び結果等

##### □ 特別委員会所管 (議案審査特別委員会)

- ・ 事件決議 1 件 工事請負契約の締結について (日向中学校屋内運動場工事請負契約)
- ・ 結果 ; 全員一致で可決

##### □ 総務政策常任委員会所管

- ・ 補正予算 1 件 平成 28 年度日向市一般会計補正予算中、付託部分
- ・ 結果 ; 全員一致で可決
- ・ 報告 委員長報告の最後に、新庁舎建設課を所管することを踏まえ、新庁舎建設工事の進捗について、現地視察を踏まえ調査を行った事を報告。

(議会だより 4～5 ページに概要記載)

- 文教福祉環境常任委員会所管
  - ・ 条例 1 件 東郷病院で 10 月から小児科診療を開始することに伴う条例改正
  - ・ 補正予算 2 件
    - ① 平成 28 年度日向市一般会計補正予算中、付託部分
    - ② 平成 28 年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算
  - ・ 結果；全員一致で可決

（議会だより 4～5 ページに概要記載）

- 産業建設水道常任委員会所管
  - ・ 補正予算 1 件 平成 28 年度日向市一般会計補正予算中、付託部分
  - ・ 結果；全員一致で可決

（議会だより 4～5 ページに概要記載）

## 2, 平成 27 年度決算関係議案 全 16 件（9 月 16 日に提案）

内訳 議案第 69 号、決算認定第 1～15 号

結果；第 69 号は全員一致で可決及び認定、決算 15 件は全員一致または賛成多数で認定。

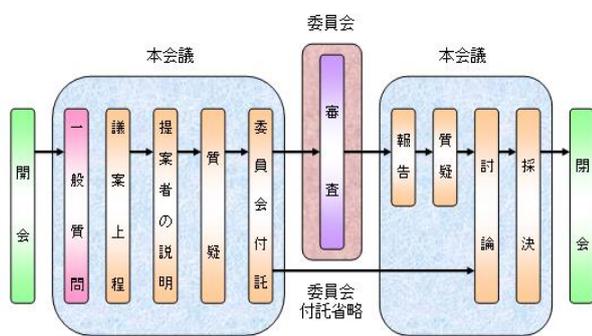
（賛否の討論の概要は、議会だより 6 ページに記載）

### （1）各委員会審査の結果等

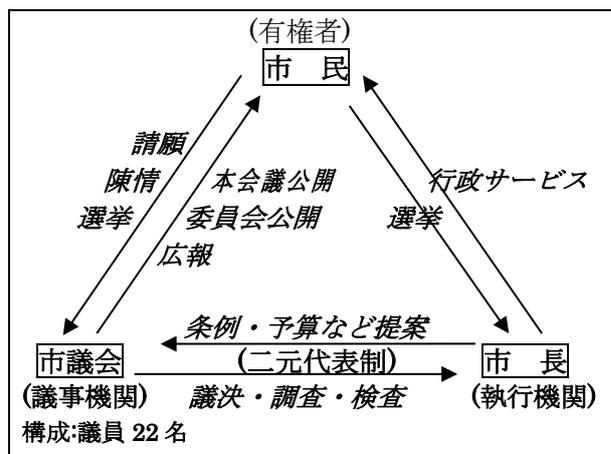
（付言内容等も含めその概要は、議会だより 2～3 ページに記載）

- 総務政策常任委員会所管
  - ・ 結果；賛成多数で認定
- 文教福祉環境常任委員会所管
  - ・ 結果；賛成多数で認定
- 産業建設水道常任委員会所管
  - ・ 結果；全員一致で可決及び認定

# 市議会の仕組みと役割



(図1)



(図2)

## 市議会って何をするとところ？

### ● 市議会の役割と市長（二元代表制）

市長は、市民生活に深く関わる仕事（**市政の運営**）をしています。施政方針の決定は市民にとって重要なことですが、それについて、市民全員が集まって話し合うことは困難です。そこで、直接選挙によって市民の代表者（議員）を選びます。

市議会議員は議会という合議機関を構成します。市長は市政を行うのに必要な予算や条例等を議会に提案し、議会はこれを審議・可決することで、市長は議会の意思に沿って、住みよい豊かなまちづくりを進めています。（図1）

このような両者の権限の違いから、**市議会を議事機関、市長を執行機関**と呼び、お互いに対等の立場で、それぞれの役割や権限を尊重し、市民の声を市政に反映させ、より良い日向市のまちづくりを進めています。

両者が緊張関係を持ち、互いに切磋琢磨しながら市民福祉の向上に努めています。この制度が、**二元代表制**です。

### ● 市議会の仕事

市議会には、市民の代表として十分な活動ができるよう議決権・調査権など多くの権限が与えられています。これらの権限に基づいて、次のような仕事をしています。

#### 【議決】

市政を進めて行く上で重要な案件については、市議会の意思決定が必要です。これを議決と言います。その主なものは次のとおりです。

- ・ 条例を制定、改正、廃止すること
- ・ 予算を定めること
- ・ 決算を認定すること

- ・ 一定金額以上の工事契約の締結、財産の取得や処分に関すること
- ・ 市税や使用料、手数料などに関すること

### 【同意】

市長が副市長、教育委員、監査委員などを選任する場合に、同意を与えます。

### 【調査・検査・監査請求】

市の事務管理や金銭の出納などが公正かつ効率的に行われているかをチェックするために、調査や検査を行います。また、必要があれば監査委員に監査を求め報告を受けます。

### 【市政のチェック】

本会議での一般質問や各委員会での審査を通じて、市政の基本方針や行政運営が公平・公正かつ効率的に行われているのかをチェックし、問題点等を指摘します。

### 【請願・陳情の受理】

市民の要望や意見を市政に反映させるため、市民から提出される請願・陳情を受理し、審査を行い、採択・あるいは不採択など、議会としての決定を行います。

### 【意見書の提出・決議】

公共の利益に関係のある問題について、それが国や県の仕事であって市の力だけでは解決できないときには、関係機関に対して意見書を提出したり、市議会としての意思を表明するために決議を行います。

## ● **市議会の運営**

議会はいつも開かれているわけではなく、定期的または臨時に一定期間開かれます。定期的に開かれる会議を**定例会**、必要に応じて開かれる会議を**臨時会**といいます。本市の定例会は年4回、3月・6月・9月・12月に開かれます（「議会を招集する。」といます。）。

（※ 臨時会…議会の議決が必要な事項があり、定例会では間に合わない場合）

招集の権限は、市長にあります。議員定数の1/4以上の議員から請求があれば、市長は臨時会を招集しなければなりません。また、会期については、議会の権限で自主的に決定しています。

会期中には、**本会議** ⇒ **委員会** ⇒ **本会議**の順序で議案・請願等の審議が進められます。（図1）

## 【本会議】

本会議は、議案などを審議し、市議会の最終的な意思を決める会議で、原則として議員定数の半数以上の出席がなければ開くことができません。

ここでは、市長が提出した議案についての提案理由を説明し、これに対して議員は疑問に思うことを聞き（質疑）、意見を述べ（討論）、賛成・反対を明らかにします。この他、議員が市政全般に対して一般質問するのもこの本会議です。

## 【委員会】

議会は、限られた会期内に、幅広く複雑な案件をいくつも審議しなければなりませんので、内部に委員会を設けて分担し、専門的・効率的に審査を進めています。

委員会には、常設の常任委員会と、必要に応じて設置される特別委員会、また、議会に関する協議を行う議会運営委員会があります。

委 員 会 名		定数(人)	所 管 事 項 等
常任委員会	総務政策委員会	8	・議会事務局、総務部、総合政策部、消防本部、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び会計課の所管に属する事項その他いずれの委員会にも属しない事項並びに請願、陳情等
	文教福祉環境委員会	7	・健康福祉部、市民環境部及び教育委員会の所管に属する事項並びに請願、陳情等
	産業建設水道委員会	7	・産業経済部、農業委員会、建設部及び上下水道局の所管に属する事項並びに請願、陳情等
特別委員会	議会改革特別委員会	10	・議会が直面する諸課題に取り組み、議会改革を推進するため
	総合防災対策特別委員会	10	・あらゆる自然災害に対処する方策を調査研究するため
	公共施設マネジメントに関する調査特別委員会	10	・公共施設のマネジメントのあり方等について調査・研究するため
	議会広報特別委員会	7	・議会報（ひゅうが市議会だより）の編集のため
議 会 運 営 委 員 会		8	・議会運営に関する事項 ・議長の諮問に関する事項 ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
各会派代表者会	会派代表者	設 置 目 的 等	・会派間の意見調整その他議会運営上必要と認める事項について協議・調整するため
全員協議会	全議員		・議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うため
委員会協議会	委員会委員		・委員会運営に関し協議・調整するため
政策討論会	全議員		・市政に関する重要な政策及び課題について議員間で討論し、議会としての共通認識及び合意形成を図り、政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため

